

News Release

令和 7 年 5 月 15 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

「適正な電力取引についての指針」の改定を行うことについて、 経済産業大臣に建議しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「適正な電力取引についての指針」の改定に関して、経済産業大臣に建議しましたので、お知らせします。

1. 概要

「適正な電力取引についての指針」では、スポット市場における余剰電力全量の限界費用に基づく価格での売り入札が特に強く求められる「市場支配力を有する可能性の高い事業者」について、北海道・東日本・西日本・九州の4つに区分したそれぞれの地理的範囲において、保有する発電容量のシェア等により判定することとしています。昨今の市場分断率の変化を踏まえると、この4つに区分した地理的範囲に基づく考え方は実態とかけ離れていることから、第2回、第5回及び第8回の制度設計・監視専門会合(第2回 2024 年 10 月 15 日、第5回 2025 年 1 月 30 日、第8回同年4月 25 日)において議論し、同指針の改定の方向性について整理しました。

5 月 12 日に開催した第 568 回電力・ガス取引監視等委員会において、同指針の改定に係る建議について審議を行い、本日、別添のとおり、電気事業法第 66 条の 14 第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣に建議しました。

2. 添付資料

[「適正な電力取引についての指針」の改定に関する建議について](#)

※委員会資料はこちら。

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/568_03_00.pdf

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/568_03_01.pdf

https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/568_03_02.pdf

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室長 石井

担当者: 篠崎、羽田

電 話: 03-3501-1558(直通)